

東淀川区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東淀川区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、東淀川区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること
- (2) 募集を開始する年の10月1日現在、満18歳以上70歳までであること
- (3) 国または地方公共団体の現職の議員、本市職員でないこと
- (4) 本市の審議会等委員の職を3以上兼務していないこと
- (5) 大阪市暴力団排除条例で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は、東淀川区区政会議委員募集要項（以下「募集要項」という。）で定めるものとする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

2 応募方法については募集要項で定めるものとする。

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、東淀川区区政会議委員選考審査委員会が行う。

2 選考の方法は、提出書類の審査及び面接とする。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。